

保発0531第3号  
令和4年5月31日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る  
療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知。以下「当該通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和4年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1の様式の一部を次の表のように改正する。

ただし、旧様式による別添1（様式第7号）の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することとする。

○「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」 「別添1 受領委任の取扱規程」 新旧対照表

### 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)